

〈史料紹介〉

第五高等中学校の職務関連規程について

小宮山 道夫

高等中学校の職務関連規程について、第五高等中学校を例に紹介する。史料は熊本大学五高記念館所蔵の五高関係文書に含まれている「職務」関係の簿冊より、一八八七（明治二〇）年から一八八九年までの内規類を採録した。

高等中学校の内規類については、『資料集成旧制高等学校全書』に「一般諸規程」として第一高等中学校の「行軍施行内規」、第二高等中学校の「図書付閲覧室」が、そして「特別規程」として「第一高等中学校長職務規程」と「第一高等中学校商議委員規程」が掲載されている^①。校務分掌に関しては高等中学校時代のもは掲載されておらず、一八九五（明治二八）年度の第一高等学校のもが最も古いものとして扱われている。

一方、『日本近代教育百年史』においては、学校の管理・経営体制について、小学校の校長職と校務分掌の整備過程や帝国大学を中心とした職階制の確立を中心に述べられている^②。高等学校については「文部省直轄諸学校官制」のもとでの職員の種類と「直接文部大臣の指揮に従う校長の先決的な体制であった」特色を述べるに止まっている^③。

また、『五高五十年史』はじめ第五高等学校関係の年史類においても第五高等中学校の内規類の掲載はない^④。

本稿では、第五高等中学校の事務章程（「本校事務章程ノ儀ニ付何ノ件」（史料一））、校長職務規程および医学部長職務規定（「第五高等中学校長職務規程」（史料三））、商議委員規程（「商議委員規程ノ件」（史料七））、校務分掌規程（「校務分掌規程ノ件」（史料十）および「校務分掌規程修正ノ件」（史料十二））といった同校の職務関連規程の根幹を成す史料を採録した。またこれに加えて門衛と小使の勤務心得（「門衛及小使勤務心得ノ件」（史料二））を採録し、当時の職員組織のあり方を把握するための参考とした。

さらに史料一に関連して「校長出京ノ際予算書携帯等ノ件」（史料六）を、史料三に関連して「医学部長職務規程の臨時措置について」（史料四）、「本校医学部ノ間職員往復ノ儀ニ付何ノ件」（史料五）、そして「職務規程ノ儀ニ付上申ノ件」（史料九）を、また史料二に関連して「判任官及傭員傭人ニシテ職務ニ勉励ノ者ニ関スル内規」（史料八）を、それぞれの内規等

に関わる補足文書として採録した。

事務章程(史料一)は、上下二款からなり、上款は高等中学校長が文部大臣の裁可を経て実施するもの、下款は校長の先決によつて実施できるものに別れている。職員の種類と職務内容を規定する規程ではなく、むしろ史料三にみるような校長の職務権限を定める規程といえる。ちなみにこの時期の官吏の服務規程については一八八二(明治一五)年七月二七日の太政官達第四四号「行政官吏服務紀律」があり、一八八七(明治二〇)年七月三〇日に勅令第三九号「官吏服務紀律」が出されて改正されようとしていた時期にあった。

各史料の概略について以下に若干述べる。

事務章程の特徴を逐一解説することはここではしないが、二点を指摘しておきたい。一つは規程中に「判任以下職員雇員」との言葉が現れる(上款第十項、同十一項、下款第十項)。これは一八八六(明治一九)年四月三〇日勅令三六号「判任官官等俸給令」に基づいたものであり、第九項の「月俸拾貳円」は、同令に示された最下級の判任官十等と同等である。すなわち、判任官の任免権は天皇の任官大権のもと文部大臣の先決によつて行われるものであり校長にその権限がないことは当然であるが、職員の国内派遣についての先決権限も校長には付与されていなかったことが分かる(上款第十項)。このことは個性的な運営で各高等学校をリードしたと沿革史誌等の記述により想

起される校長の存在感とは異なり、校長職が規程上は文部大臣以下末端の職員までのライン上に位置する一管理者に過ぎない点が興味深い。もつとも校長は文部大臣直下のラインに存在するため、事前に伺いを立てる手間がかかるとはいえ、学校内においては強力な先決権を有しているともいえるだろう。

もう一つは、下款第十三項により、毎年三月一日の校長の上京が「定規」として義務づけられていたことが分かる。この「定規」上京は「校長出京ノ際予算書携帶等ノ件」(史料六)においても毎年五月が指定されていたことが分かる。事務章程に定められた三月の「定規」が実態として五月に修正されたのかどうかの関係は不明だが、いずれにせよ上京が義務化されていた点特徴的である。

門衛勤務心得および小使勤務心得(史料二)からはそれぞれの業務内容がわかるとともに、学内外の管理の徹底が図られていたことが推察できる。この点、史料十一にみる管理統制の強化とあわせて見ると高等学校の運営の特徴を垣間見ることができる。

校長職務規程および医学部長職務規定(史料三)のうち、校長職務規程については『資料集成旧制高等学校全書』に第一高等学校校長職務規程が掲載されており、送りがなの表記が「雇止ムル事」となっている。他に違いはない。これは商議委員規程

（史料七）についても同じ事がいえる。医学部長職務規程を引用する文献を本稿執筆時点で見出せていないが、恐らくこれについても各高等中学校で共通であったと推察する。

これらの職務規程の運用に関しては、医学部長職務規程の臨時措置に関する文書（史料四）、本校と医学部との間の職員の時復に関する文書（史料五）、あるいは判任職員の医学部出張に関する文書（史料九）にみられるとおり、実情に応じた特別を認めてもらうための伺いが出されている。史料九を除きこれらの伺いについての文部大臣からの回答文書は残されていないため許否のほどは不明であるが、「職務規程ノ儀三付上申ノ件」（史料九）や「校長出京ノ際予算書携帶等ノ件」（史料六）に見るとおり、いずれも伺いの通りに認められている。硬直的な規程の運用は避けられていたのではないかと推察する。

職員の報償については、実利的な手当金の支給から「勲励認状」という形式的な褒美に改正され、本省の「勤功簿」に登録して後々の官等陞叙の参考資料とすることがこの時期に確定したことがわかる。従来の官吏に対してのみの報償体制を門衛小使といった雇員にまで拡大し、制度の普遍化と整備が図られたと見るべきであろうか。

校務分掌については、前述のとおり、『資料集成旧制高等学校全書』には第一高等学校当時の規程が明らかにされているのみであるので、五高文書の規程は貴重な史料といえよう。「校

務分掌規程ノ件」（史料十）にみるとおり第五高等中学校の事務は教務部（教務掛・書器掛の二掛）、庶務部（庶務掛・寄宿掛・警備掛・会計掛・衛生掛の五掛）の二部構成であったことがわかる。さらに「校務分掌規程修正ノ件」（史料十一）によつて寄宿掛は舎監と改められ、一年足らずの間に管理統制が大幅に強化されたことが理解できる。

なお、史料の採録にあたっては次の凡例にしたがった。

凡例

- 一、史料には出典の文書目録に掲載された表題もしくはその内容を示す表題を付し、出典を注記により示した。筆者の付けた表題については平仮名表記として区別した。
- 一、字体は常用漢字、人名漢字は、原則としてその字体を用い、それ以外のものおよび俗字・略字・異体字などについては正字を用いた。コト、トモ、トキの合字は上下に「」を付けて表した。
- 一、仮名づかいは原文のままとした。
- 一、原文の本文に追筆などがある場合は、その上下に「」を付け、〈追筆〉と右傍に示した。
- 一、原本に見せ消ちがある場合には、見せ消ち部分に取消線を引き、訂正後の文字を上下に「」を付けて右傍に示した。
- 一、読点は適宜付した。

史料一 本校事務章程ノ儀ニ付伺ノ件 ⑤

文部省 往復讓	總一二五六号	月日 空付
------------	--------	----------

④ ⑥

本校事務章程ノ儀 別紙之通相心得可然歟、此段相伺候条至急御裁令有之度候也

明治二十年六月九日 第五高等中学校長野村彦四郎 ④

文部大臣子爵森有礼殿

当分之内申出之通

明治二十年六月十五日 ④

第五高等中学校事務章程

第五高等中学校ノ事務ヲ分チテ上下ニ款ト為シ、其上款ハ文部大臣ノ裁可ヲ経ヘリ、其下款ハ校長之レヲ先決施行スルコトヲ得

上款

第一項 学科課程ヲ定ムルコト

第二項 学年学期及休業期日ヲ定ムルコト

第三項 生徒ノ入学規則ヲ定ムルコト

第四項 生徒ノ試業及学級進退ノ規則ヲ定ムルコト

第五項 生徒ノ取締規則ヲ定ムルコト

第六項 生徒ノ処罰ヲ定ムルコト

第七項 生徒授業料ノ額ヲ定ムルコト

第八項 庶務規程ヲ定ムルコト

第九項 月俸拾式円以上ニテ内国人ヲ雇用及進退シ又ハ解雇スルコト

第十項 判任以下職員雇員ヲ内国各地ニ派遣スルコト

但本県内（元県立中学校校舎本
校子體科ル小学）ニ派出ヲ命スルハ此限ニアラス

第十一項 判任以下職員雇員ニ褒賞等ヲ与フルコト

第十二項 外国人ヲ雇入レ若クハ雇止ムルコト

第十三項 雇外国人ノ内地旅行願ヲ許可スルコト

第十四項 雇外国人ニ褒賞若クハ報酬トシテ金錢又ハ物品ヲ贈与スルコト

第十五項 金百円以上ノ報酬ヲ以テ内外国人ニ事ヲ囑託スルコト

第十六項 地所及建物ヲ増減スルコト

第十七項 一件ニ付金百円以上ノ金額ヲ以テ物品ヲ購入交換シ若クハ売却スルコト

第十八項 書籍報告書等ヲ印行スルコト

第十九項 経費中ノ目以上ヲ彼是流用スルコト

第廿項 前諸項ト均シキ重大ノ事件ヲ処置スルコト

〔欄外追記〕(教科書及日〇回数ヲ定ムルコト)モ上款ニ入ルベシ

ト云フ)

下款

第一項 教科細目ヲ定ムルコト

第二項 日課時間割ヲ定ムルコト

第三項 臨時二日以下休業スルコト

第四項 教員ノ学科担任等ヲ定メ及属員ノ事務分課ヲ命スル

〔コト

但会計主任ハ此限ニアラス

第五項 生徒ニ学業証書ヲ与フルコト

第六項 經常収支ノ予算ヲ調製シ及其決算ヲ報告スルコト

第七項 定規ニ従ヒ金錢及物品ノ収支ヲ為サシムルコト

第八項 金三百円未満ニシテ建物ノ修繕ヲ為スコト

第九項 生徒ヲ処罰スルコト

第十項 判任以下職員雇員ノ暇願ヲ許否スルコト

第十一项 雇外国人ヲ饗応スルコト

第十二項 規則類ヲ印行スルコト

第十三項 定規(雇三月一日以下) 上京スルコト

第十四項 所管ノ事務ニ関シ各庁ニ照会スルコト

第十五項 此他小細ノ事件ヲ処置スルコト

史料一 門衛及小使勤務心得ノ件 ⑦

明治廿年十一月十五日議 月 日決 発議者 永井孝一 ④ ⑧

校長 ⑤ 合 舎監 ⑥

教頭 議 議

幹事 ④

〔門衛心得書〕舎監へ廻し〇〇

門衛及小使勤務心得ノ件

門衛及ヒ小使勤務心得次案之通り被定候就〇相伺候也

小使勤務心得

第一条 小使ハ職員ノ命ヲ受ケ諸般ノ使役ニ従事スヘシ

第二条 教場其他校舎内外ト遠朝夕掃除シ不潔ナラサル様注意

スヘシ

第三条 器具器械等ノ諸物品ハ丁寧に取扱ヘシ

第四条 非常近火等ノ節ハ当直ノ指揮ニ従ヒ諸事尽力スヘシ

第五条 消耗等消費方不可成節儉トス

門衛勤務心得

第一条 門衛ハ寄宿生徒及ヒ外来人ノ出入ヲ取締ル為メニ設ク
ルモノトス

第二条 門ノ扉ハ日ノ出ニ開キ日没ニ半ハ閉テ午後第^{十一}④時
全ク閉鎖スヘシ

第三条 寄宿生徒ノ外出スル^{トキ}ハ鑑札ヲ受取り級別ニ掛置
キ帰舎ノ節之ヲ本人ヘ渡スヘシ
但平日ハ午後第七時休業日ノ前日ハ午後第十時ヲ過

第四条 寄宿生徒ニ外来人門出スル^{トキ}ハ物品ヲ携ル^時ハ
必ス舎監ノ門出証ヲ請取物品ト照合シ不都合ナキモノ
ニ限り門出セシムルモノトス
ニ舎監ヘ差出スヘシ

第五条 外来人ハ総テ姓名ヲ記シ置クヘシ

史料三 第五高等中学校校長職務規程 (一)

明治二十一年
三月十日付 第一四八号

供閱
校長

會計主任④ (一)

幹事④

庶務掛④

總 三三二六号

第五高等中学校長

第五高等中学校校長職務規程及高等中学校医学科長職務規程別紙
ノ通相定ム

明治二十一年三月廿三日 文部大臣子爵森有礼印

第五高等中学校長職務規程

第一条 奏任職員ノ功過ヲ文部大臣ニ内陳シ及其各地出張除服
出仕暇願等ヲ文部大臣ニ具申スルコトヲ得

但學術研究ノタメ往復滞在共一週日以内ノ出張及其
他事件ノタメ一日内ニ往復スル出張ハ特ニ專行ニ
任ス

第二条 判任職員ノ進退恩賞懲戒ハ之ヲ文部大臣ニ具申シ其各
地出張ハ文部大臣ノ裁可ヲ得テ之ヲ命シ其除服出仕暇
願等ハ之ヲ專行スルコトヲ得

但學術研究又ハ其他ノ事件ノタメ往復滞在共一週日
以内ノ出張ハ之ヲ專行スルコトヲ得

第三条 雇員ノ進退恩賞懲戒ハ其俸給月額拾貳円以上ノモノハ
文部大臣ノ裁可ヲ得テ之ヲ施行シ拾貳円未満ノモノハ
之ヲ專行スルコトヲ得其各地出張除服出仕暇願等ハ渾

テ判任官ノ例ニ準ス

第四条 教員ノ学科担任ヲ定メ事務員ノ事務分課ヲ命スルコト

ヲ得但委任職員ニ医学部勤務ヲ命スルハ此限ニ非ス又分課等ニ係ル規程ハ予メ文部大臣ノ裁可ヲ受クヘシ

第五条 定規ニ從テ金銭及物品ノ収支ヲ命令スルコトヲ得

第六条 事故アルトキハ委任職員ヲシテ其事務ヲ代理セシムル

コトヲ得

第七条 左ノ事項ヲ施行セントスルトキハ予メ文部大臣ノ裁可

ヲ受クヘシ

第一項 学科課程ヲ定ムル事

第二項 諸規則ヲ定ムル事

但規定規則ノ範圍内ニ在テ其細則ヲ設クルハ此

限ニ非ス

第三項 授業料ノ額ヲ定ムル事

第四項 外国人ヲ雇入レ若クハ条約期限内ニ之ヲ雇止ムル

事

第五項 雇外国人ヲ各地ニ派遣スル事

第六項 金式百円以上ノ報酬ヲ以テ内外国人ニ事ヲ囑託ス

ル事

第七項 地所及建物ヲ増減シ及三百円以上ノ金額ヲ以テ建

物ヲ修繕スル事

第八項 一件ニ付式百円以上ノ金額ヲ以テ學術上ノ器械標

品藥品及圖書ヲ購入交換若クハ売却スル事

第九項 図書ヲ印行スル事

但規則書其他例規アルモノハ此限ニ非ス

第十項 經費中ノ目以上ヲ流用スル事

第十一項 臨時休業スル事

但急速ノ場合ニ於テハ臨機処分シ追テ文部大臣

ノ認可ヲ請フコトヲ得

第十二項 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ処置スル事

第八条 凡此規程及他ノ例規ニ触レサル事項ハ便宜之ヲ処置ス

ルコトヲ得又其医学部ニ係ルモノハ便宜該部長ニ委任

スルコトヲ得

第九条 毎會計年度末ニ於テ前年ノ功程ヲ具ヘ文部大臣ニ報告

スヘシ

高等中学校医学部長職務規定

第一条 学校長ノ指揮監督ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第二条 本部勤務ノ委任職員ノ功過ヲ学校長ニ内陳シ及其各地

出張除服出仕暇願等ヲ学校長ニ具申スルコトヲ得

第三条 本部勤務ノ判任職員ノ進退恩賞懲戒及各地出張ハ之ヲ

学校長ニ具申シ其除服出仕暇願等ハ之ヲ專行スルコト

ヲ得

但本校出張及一日内ニ往復スル出張ハ之ヲ專行スル

コトヲ得

第四条

雇員ノ進退賞懲戒ハ其俸給月額八円以上ノモノハ学校長ノ認可ヲ得テ之ヲ施行シ八円未満ノモノハ之ヲ専行スルコトヲ得又其内国各地出張ハ学校長ノ認可ヲ得テ之ヲ命シ其除服出仕暇願等ハ之ヲ専行スルコトヲ得但本校出張及一日内ニ往復スル出張ハ之ヲ専行スルコトヲ得

第五条

教員ノ学科担任ヲ定メ及事務員ノ事務分課ヲ命スルコトヲ得

但分課等ニ係ル規定ハ予メ学校長ノ認可ヲ受クヘシ

第六条

定規ニ從テ金錢及物品ノ収支ヲ命令スルコトヲ得

第七条

事故アルトキハ委任職員ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第八条

此規程及学校長ノ命令ノ範圍内ニ於テ諸向ト照会往復スルコトヲ得

第九条

臨時休業セントスルトキハ予メ学校長ノ認可ヲ受クヘシ

但急速ノ場合ニ於テハ臨機処分シ追テ学校長ノ認可ヲ請フコトヲ得

第十条

左ニ掲クル事項ハ便宜施行シテ後学校長ニ報告スルコトヲ得

第一項 生徒ノ入学退学ヲ許可スル事

第二項 規則ニ從テ生徒ヲ進退処罰スル事

第三項 日課時間割ヲ定ムル事

第四項 金五拾円以内ノ報酬ヲ以テ内外国人ニ事ヲ囑託スル事

第五項

需用物品ヲ購入スル事

第六項 五拾円以内ノ金額ヲ以テ建物ヲ修繕スル事

第七項 一件ニ付五拾円以内ノ金額ヲ以テ学術上ノ器械標品藥品及圖書ヲ購入交換若クハ売却スル事

第八項 規則書其他例規アル文書ヲ印行スル事

第九項 右ノ外特ニ学校長ヨリ委任スル事項ヲ処置スル事

史料四 医学部長職務規程の臨時措置について 〔三〕

明治二十一年七月十二日議 月 日決 発議者 高橋賢秀 〔一〕

校長花押 合 合 庶務

教頭 議 議

幹事 議

丁第三五号

七月十日 送達済

先キニ校長部長職務規程被定候処医学部ハ創業ノ際ニテ臨時ノ事件多々有之規程ニ隨テ処理スル下キニハ往々差支ヲ生

スル場合不勘候ニ付校長^{△追平}職務権限中当分ノ内特ニ左ノ件之委
任相成可然申相伺候

按

医学部長

校長職務規程中[○]当分ノ内ノ件ニ特ニ分任ス

年月日 校長氏名

分任事項

- 一 奏任職員ノ學術研究ノ為メ往復滞 在トモ一週日以内ノ出張ヲ専行スルコト
- 一 雇員俸給月額金拾円以内ノモノ進退ヲ専行スルコト
- 一 部長ノ名ヲ以テ省局府県学校ヘ対シ輕易ナル事件ニ付照会往復スルコト
- 一 定員ニ從ヒ生徒ヲ募集スルコト
- 一 諸規則ノ細則ヲ設クルコト
- 一 金百円以内ノ報酬ヲ以テ内外国人ニ事ヲ囑託スルコト
- 一 金百円以内ノ金額ヲ以テ修繕スルコト
- 一 一件ニ付金百円以内ノ金額ヲ以テ學術上ノ器械標品及ヒ圖書ヲ購入交換若シクハ売却スルコト
- 一 校長部長職務規程及其他ノ例規ニ触レサル輕易ナル事件ヲ処置スルコト
- 一 死体解剖ノ事

〔欄外朱記〕一週日トアルヲ五日ト改メタシ 上^三 判任職員ノ學術研究又ハ其他ノ事件ノタメ往復滞^三在共一週日以内ノ出張ヲ専行スルコト

史料五 本校医学部ノ間職員往復ノ儀ニ付伺ノ件 (15)

明治二十一年三月廿四日議 月 日決 發議者 永井書記^⑤ (16)

校長^④ 合 會計主任^⑥
教頭 議
幹事^⑦ 議

甲第二一號 三月廿四日 送達済

本校医学部ノ間職員往復之儀ニ付伺案

本校及医学部ノ間庶務ノ都合ニ依リ往復ヲ要シタ場合ニ在テハ
当校職員ヲシテ医学部ヘ派遣^{セシム}若クハ該学部職員ヲ召喚之節
ハ裁可ヲ經ス当校限り執行候様致度□執行後具申致□有之□□
仰高裁候也

年月日 校長
文部大臣殿

史料六 校長出京ノ際予算書携帶等ノ件 (17)

轄第二九号

明治二十年
三月十五日
第八〇号

① (18)

第五高等学校商議委員規程別紙ノ通相定ム

明治廿一年三月廿三日 文部大臣子爵森有礼 印

客年二月申轄第二四号ヲ以テ校況申陳ノ為メ自今毎年五月御出

京之際ハ翌年度予算書御携帶御進達相成云々及御照会置候通り

来五月御出京之節モ来廿三年度予算書御携帶且ツ貴校会計主任

ヲ随行被為致度候条為念此段申達候也

明治廿二年三月八日

文部省会計局長久保田讓 印

第五高等学校校長野村彦四郎殿

追テ本件本校医学部へハ当局ヨリ直ニ通知致置ク

史料七 第五高等学校商議委員規程ノ件 (19)

供閱

校長

幹事印

総三三二六号

會計主任 印

庶務掛 印

第五高等学校

第五高等学校商議委員規程

第一条 本校重要ノ事件ヲ商議スル為メ商議委員ヲ置ク

第二条 商議委員ハ三名以上七名以下トシ学校長ノ推薦ニ依リ

文部大臣之ヲ命ス

第二条 商議委員ノ會議ニ附スヘキモノハ学科課程重要ノ諸規

則經費ノ予算其他本校ノ利害ノ銷長ニ関スル事項トス

但学校長ノ見込ニ依リ尚此他ノ事項ヲ會議ニ附スル

コトヲ得

第四条 商議委員會ノ議案ハ学校長之ヲ提出スルモノトス

第五条 商議委員會ハ学校長ヲ以テ会長トシ委員半数以上出席

スレハ議事ヲ結了スルコトヲ得

第六条 商議委員ハ五箇年ヲ以テ任期トス任期滿ツルノ後時宜

ニ依リ更ニ勤続ヲ命スルコトアルヘシ

供閱

幹事印

文部省
符
子 総九五九号

明治二十年
五月四日
第二七〇号

庶務掛 印

本月十四日付ヲ以テ商議委員規程之儀ニ付専門学務局長へ御照会之趣有之候処、右委員之儀ハ学校職員ニテモ又其他之者ニテモ可然筈ニテ、必スシモ一方ニ限ラサル儀ニ有之候、畢竟該規程ハ校事ヲ慎重処理セシメンカ為メ、特ニ設定相成候儀ニ候得共、学校職員ヲ以テ右委員ニ充テ候進、決シテ不妥当之儀ハ有之間敷候、又学校外之者ヲ右委員トスルニモ敢テ学校設置区域上等ニハ拘ルヲ要セス、又招集其他之都合モ有之儀ニ付学校所在地現住之者ニ就キ相進候方可然筈ニ有之、又委員之資格トテ別ニ一定ノ個条モ無之ニ付、貴官ニ於テ適當ト御認メ之者御推薦相成候ハ、可然候間右様御了知有之候、此他会長権限等之儀ニ付尚御不明瞭之廉ハ、其廉ヲ詳拳シ且可成ハ事実ニ就キ御申越有之候此段及御答候也

明治廿一年五月十六日

文部省総務局長辻新次印 20

第五高等中学校長野村彦四郎殿

追テ御追申之趣ハ、該規程ハ貴校全体ニ就テノ現実ニシテ、本校医学部之別ハ無之儀ニ候間、左様御領知相成度候也

明治二十一年四月十四日議 月 日決

商議委員規程之議ニ付専門局長へ照会ノ件

総三三二六号ヲ以テ被相定候商議委員之被推薦權ヲ有スルモノハ、校員ニテハ即シ間敷ト被考候トナレハ、校長ノ権限内ニアリテ処理スヘキモノハ校員ニ議セシムルト否トハ自然校長ノ権内ニ属スル義ニ即シ候得ハナリ、果シテ然ラハ之ヲ校内ノモノト仮定シ即チ県官及県會議員等若クハ広ク有識無職ニ拘ラザルモノトスレハ、学校經濟上ヨリシテ独リ学校所在地ニ限り推薦スルハ聊カ穩当ナラサル様被考候、又之レヲ九州各県ヨリトセハ旅費日当等ハ如何ナル費目ヨリ支出スヘキヤ、万一准ニ義務トシ之レヲ私費トスルモ五ヶ年ノ期恐ラクハ堪ヘサルヘクモ被考候、何トナレハ本校ノ利害ノ銷長ニ関スル事ハ之レヲ存廃スル年ニ何回アルヲ期スヘカラス、然ルヲ本規程ニ被定タル事項ハ必ス商議委員ノ決議ニアラザレハ施行セサルモノトセハ、時々之ヲ召集セサルヲ得サル義ニ有之、旅費日当等ノ出処願モ予メ当分仕置度、将タ前陳ノ如ク広ク之レヲ儀スルモノトセハ、校長之委任セラレタル権限ハ有名無実ニシテ、可錯雜ニ涉リ物遅緩ニ流レテ處理上不便ヲ極メ候義ハ、案中ニテ委員推薦区域ニ甚タ迷惑ヲ生シ候也、本会ニ関スル会長権限及委員タルヲ得ル資格其他費途等ハ如何相心得可然哉、実行上ニ対シ疑義ヲ今日ニ溶解致置度候処一応貴官ノ御解釈ヲ仰度此段及御照会候也

年号月日

校長

追伸医学部ノ商議委員ハ別途規定可申哉且ハ推挙法等モ亦御詳示ヲ煩ハシ度候也

史料ハ 判任官及傭員傭人ニシテ職務ニ勉勵ノ者ニ関ス

ル内規 (21)

明治 年 月 日 議 月 日 決 發議者 永井書記 (22)
校長 合 合 庶務掛印

教頭 議 議
幹事印

丁 第四四号
十月五日
送達済

医学部長□□通達ノ件

判任官及傭員傭人ニシテ職務ニ勉勵ノ者カ別紙之規程及内規ニ依リ取扱相成度此段申達候也

年号月日 幹事名
医学部長宛

吏員雇入等ノ儀ニ付別紙写之通伺定候条此段及御通知候也

明治十九年四月八日 総務局長
各学校長

(別紙)

月給金十弍円 且給亦之三種ス 未滿ヲ以テ吏員ヲ雇入及其者ニ勉勵手当金給与之儀ハ、自今各局長亦各学校長等ニテ専行シ其旨届出可然哉、判任官以上職務勉勵手当金ヲ廢止シ勉勵認状ヲ用ユルノ件、別記之通被定候条御心得之為此段及御通知候也

明治十九年十二月八日 総務局長名
各学校長宛

別記

一從來判任官以上職務勉勵ノ者へ手当トシテ金員交付候儀有之候処右ハ相廢シ自今職務勉勵之者ハ本省勤功簿ニ登記シテ本人へハ左ノ書式ニ則リ勉勵認状ヲ付与スヘシ

職名 何局語ノ類

官名何某

職務上特殊 (特殊ノ字ハ書状ニリ或ハ加ヘ或ハ加ヘザルモトス) 勉勵セシコトヲ認ム

年月日 文部省

一前項ニ因リ付与スル勉勵認状ノ有無及數ハ官尋陸叙詮議ノ際之ヲ勘合スルモノトス

判任官以上手当金ヲ廢シ勉勵認状付与ノ件 十九年十二月八日且通知 予テ規定セラレ候処自今右ハ雇員ニモ適用スヘキ事ニ定メラレタリ

明治二十年十二月廿六日 総務局長名
各学校長宛

追テ雇員勉勵認状交付ノ手續ハ其進退之例ニ準スヘキ事

編輯局及直轄各部

手当ヲ廢シ勉勵認状付与ノ儀ハ雇員ニモ適用スヘキ旨客年十二月廿六日総務局長ヨリ通達相^候候処自今右ハ傭人即チ門衛小使等ニモ適用スヘキ事ニ定メラル

明治二十一年二月廿五日

文部省

追テ公費ニ由ラス便宜小使等ニ慰勞スル為メ手当ヲ給スル儀ハ本文ノ限ニアラス

勉勵認状ニ關スル内規別紙ノ通被定候間此段及御通達候なり

明治二十一年七月五日

文部省総務局長名

学校長宛

勉勵認状ニ關スル内規

一 勉勵認状ハ毎年六月十二月ニ於テ前六ヶ月間勉勵ノ者ハ之ヲ交付スルモノトス

但特別ノ場合ニ於テハ此例ニ依ラサルコトアルヘシ

一 勉勵認状式枚以上^{今後一年間ハ一枚上}ヲ得タル者ニアラサレハ昇等又ハ増給ノ詮議セサルモノトス

但今後六ヶ月以内ニ昇等又ハ増給セシムベキ者及学校教員ハ比例ニ依ラサルコトヲ得

史料九 職務規程ノ儀ニ付上申ノ件⁽²⁾

供閱

校長〔代理〕[㊦]

幹事[㊦]

文部省
復課
子 総二七七一号

明治二十一年
七月十四日
第四七七号

第五高等中学校長

本年十二月四日付甲第一〇六号伺判任職員医学部出張ニ關スル件ハ聞届ク

明治廿一年十二月十八日

文部大臣子爵森有礼[㊦]

明治二十一年十二月一日議 月 日決 發議者 永井書記[㊦]

校長代[㊦] 合 合 庶務掛[㊦]

教頭 議 議

幹事[㊦]

甲 第一〇六号

土月四日
送達済

職務規程之儀ニ付上申之件⁽¹⁾

第五高等中学校長「職務」規程第一条ニ、判任職員ノ各地出張

ハ往復其一週日以内ハ専行スルコトヲ得ル権限ニ有之候、本校ト医学部トハ陸路五十里余モ有之、海路不便ナル下キハ苦痛陸行セシ〇事モ有之、相等ノ場合ニハ往復ニテ一週日余²時日ヲ要スニ付、医学部長職務規程第三条ト同ク医学部長決ニ限り専行ニ任セラレ候様致度此段及上申候也

明治二十一年十二月

校長

文部大臣子爵森有礼殿

史料十 校務分掌規程ノ件⁽²⁵⁾

供閱

校長[㊦]

會計主任[㊦]

庶務掛[㊦]

教頭[㊦]

教務掛[㊦]

幹事[㊦]

舎監[㊦]

教務担当[㊦]

文部省
往復課
子 総二八〇五号

明治二十一年
一月九日付
第五号

第五高等学校

本月十日附甲第一〇九号同校務分掌規程之件ハ開届ク

明治廿一年十二月廿八日 文部大臣子爵森有礼[㊦]

明治二十一年十二月八日議 月 日決 發議者 永井孝一[㊦]⁽²⁶⁾

校長代

合

合 庶務掛[㊦]

教頭[㊦]

議

議 教務担当[㊦][㊦]

議 會計主任[㊦]

幹事[㊦]

舎監[㊦]

教務掛[㊦]

甲第一〇九号

土月十日
送達済

校務分掌規程之儀ニ付同

当校校務分掌規程別冊之通調製ニ付、至急裁可相成度此段相同候也

年月日

校長名

文部大臣殿

校務分掌規程

第一条 校務ヲ分テ教務庶務ノ二部トス

第二条 教務部ハ教頭之ヲ整理シ庶務部ハ幹事之ヲ幹理ス

第三条 教務部ヲ分テ教務書器ノ一掛トシ庶務部ヲ分テ庶務寄

宿警備会計衛生ノ五掛トス

第四条 教務部及庶務部ノ分担スヘキ事務左ノ如シ

教務部

教務掛

- 一 教室及日課配当ニ関スル事
- 二 試業及成績表ニ関スル事
- 三 生徒学級進退ニ関スル事
- 四 教室備付器具等取扱ノ事
- 五 生徒出席及欠席ヲ調査スル事

木 生徒競勵会ニ関スル事

書器掛

- 一 図書ノ保管及出納ニ関スル事
- 二 図書目錄編纂ニ関スル事
- 三 閲覧室及各書庫内整頓ノ事
- 四 書器室及閲覧室備付物品取扱ノ事
- 五 器械標本ノ保存及出納ニ関スル事
- 六 器械標本ノ目錄編纂ニ関スル事

庶務部

庶務掛

一 校印及官印ヲ管守スル事

二 文書ノ往復、記録、編纂、整頓及諸何届等調査ニ関スル事

三 一覽、年報、官報、報告ニ関スル事

四 諸職員及外国教員ノ服務并身上ニ関スル事

五 商議委員会ニ関スル事

六 生徒ノ入退学及賞罰ニ関スル事

七 生徒ノ願何届等ニ関スル事

八 生徒徴兵ニ関スル事

九 生徒ノ学籍ニ関スル事

十 門衛給仕及小使ノ進退并取締ニ関スル事

十一 他掛ニ属セサル一切ノ事項

寄宿掛

- 一 生徒ノ入退舍及在舍生徒ノ賞罰ニ関スル事
- 二 食堂及浴場ニ関スル事
- 三 生徒ノ食費ニ関スル事
- 四 寄宿舎備付物品取扱ノ事
- 五 賄方ノ進退及取締ニ関スル事

警備掛

- 一 校内ノ風紀ニ関スル事
- 二 校内ノ警備及清潔ニ関スル事

三 校内ヲ看守スル事

會計掛

一 經費ノ予算決算及金錢ノ出納ノ事

二 物品ノ購入ニ関スル事

三 営繕修補ニ係ル事

四 ~~教場~~諸器具ヲ保管スル事

「通事」第七号

衛生掛

一 悪疫予防ニ関スル事

二 生徒ノ疾病治療及臨時看護ニ関スル事

三 生徒ノ身体検査ニ関スル事

四 患者月表及年表ヲ調製スル事

五 衛生室備付物品取扱ノ事

史料十一 校務分掌規程修正ノ件 ②⑦

供閱

校長 ㊦

幹事 ㊦

庶務掛 ㊦

文部省
往復課
子總二七六六号

明治二十一年十一月廿七日
第二五六号

第五高等中学校

本月十一月四日附甲第八四号伺校務分掌規程中修正ノ件ハ認可ス

明治廿二年十一月廿二日

文部大臣子爵榎本武揚 ㊦

明治二十二年十一月二日議 月 日決 發議者 永井書記 ㊦ ②⑧

校長 ㊦ 合 議 庶務掛 ㊦ ㊦ ㊦

教頭 合 議

幹事 ㊦

甲第八四号

十月四日
送達済

校務分掌規程中修正同之件

当校校務分掌規程中左之通修正致度此段仰御裁可候也

年月日 校長事務取扱名

文部大臣宛

校務分掌規程

第三条中庶務ノ下寄宿ノ二字ヲ舍監ト修正庶務部中寄宿掛名

及其条項ヲ更ニ左ノ通修正追加ス

舎監

- 一 寄宿舎ノ秩序ニ関スル事
- 二 寄宿舎ノ警備及衛生ニ関スル事
- 三 寄宿生徒ノ行状ヲ監査シ及之ヲ取締ル事
- 四 寄宿生徒ノ賞罰ニ関スル事
- 五 生徒ノ入退舎ニ関スル事
- 六 寄宿生徒ノ病氣并事故ニ関スル事
- 七 寄宿生徒ノ願届ニ関スル事
- 八 寄宿生徒ノ食費ニ関スル事
- 九 食堂及浴場ニ関スル事
- 十 寄宿舎備付物品取扱ノ事
- 十一 賄方ノ進退及取締ニ関スル事
- 十二 此他寄宿舎ニ関スル一切之事項

注

- ① 旧制高等学校資料保存会編『資料集成旧制高等学校全書』第五卷 設置・運営編、一九八二年、三二七～四五二頁所収。
- ② 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第四卷 学校教育 2、一九七四年、参照。一八八一年の太政官達第五二号「府県立町村立学校職員並ニ准官等」による小学校校長職の登場

と一八九〇年の第二次小学校令による職制の確立については同書三〇～三四〇頁に、帝国大学の管理組織については同書四七七～四八二頁に記述されている。

- ③ 前掲『日本近代教育百年史』六一八～六一九頁参照。専門諸学校の章において直轄諸学校における管理運営機構について述べており、「拠るべき統一的法規をもたなかった文部省直轄の諸専門学校の管理運営機構は、一八九四（明治二十七年）年の「文部省直轄諸学校官制」および「中略」三つの勅令によつて、その基本的な形態を規定されていたとみることができる。」と述べている。一八八六年の勅令第三五号「高等師範学校高等中学校東京商業学校官制」や一八九〇年の勅令三三三号の「高等中学校官制」に示された高等中学校の職制についての直接の言及はない。また、一八九三年改正の「文部省直轄諸学校官制」が、「一八九四（明治二十七年）」となっている根拠も不明である。
- ④ 羽字寮史編纂部編『羽字寮史』（第五高等学校習字寮、一九三八年）、第五高等学校開校五十年記念会編『五高五十年史』（第五高等学校、一九三九年）、五高創立七十年記念会理事長高森良人編纂『五高七十年史 龍南への郷愁』（五高同窓会、一九五七年）、小山紘著『五高その世界 旧制高校史発掘』（西日本新聞社、一九八六年）の各書に記載はない。
- ⑤ 熊本大学五高記念館所蔵五高文書「職務 例規 明治二十年至二十四年」所収。文書番号一。文部省両面十行野紙を使用。
- ⑥ 「内藤素行」の丸印を示す。また後掲の「野村彦四郎」の下

の㊦は「野彦」の丸印、㊦は「文部大臣之印」の角印をそれぞれ示す。

㉔ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号二。三丁組。一枚目の鑑は裏面十行の原議用罫紙、二枚目以降は第五高等中学校両面十行罫紙を使用。以下「原議書式」と注記したものは特に断りのない限りこの形式を示す。

㉕ 「永井」の丸印を示す。永井孝一は前掲『五高五十年史』によれば、一八八七年七月一六日に書記として着任し、一八八七年五月二七日に死亡退職するまで在職した。後掲の「校長」の下の㊦は「野邨彦四郎」の丸印、「舎監」の下の㊦は「飯田」と「志水」の丸印、「幹事」の下の㊦は「大橋」の角印をそれぞれ示す。なお、これ以降の「幹事」の押印は特に断りのない限り同じ。飯田秀魁は、一八八七年一〇月一日に舎監として着任し、一八八九年一月二四日まで在職した。志水源吾は、一八八七年一〇月二日に書記として着任し、一八九二年六月三日まで務め舎監も兼ねた。大橋太郎は一八八七年六月一日に幹事として着任し、一八八九年四月一日まで在職した。

㉖ 「野邨彦四郎」の丸印を示す。

㉗ 取消線上に「野邨彦四郎」の丸印による訂正印あり。

㉘ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号四。和紙六丁組の蒔蕨版。

㉙ 「千葉實」の丸印を示す。これ以下の「会計主任」の押印は同じ。千葉實は一八八七年から一八八九年の間、嘱託として在職した。「庶務掛」の下の㊦と㊦は「永井」の丸印と「高橋」の角印をそれぞれ示す。以下の「庶務掛」の押印は

特に断りのない限り同じ。高橋の名は『五高五十年史』にないため、在職期間は不明である。

㉚ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号四に付随。

㉛ 「高橋」の角印を示す。

㉜ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号五。原議書式。

㉝ 「永井」の丸印を示す。校長の下の㊦は野邨彦四郎の丸印を示す。

㉞ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号六。和紙一丁の蒔蕨版。「第五高等中学校長野村彦四郎殿」以下は手書き。

㉟ 「肝属之章」の丸印を示す。肝属兼寛は一八八九年に雇となり、一八九四年四月一四日に書記に採用され一八九七年一月九日まで在職した。後掲の「久保田讓」の下の㊦は「文部省会計局長之印」の角印を示す。

㊱ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号八。和紙二丁組の蒔蕨版。

㊲ 「文部省総務局長之印」の角印を示す。

㊳ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号一〇。原議書式。

㊴ 「永井」の丸印を示す。「庶務掛」の下の㊦は「高橋」の角印を示す。

㊵ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号一一。二丁組。文部省両面十三行罫紙と裏面十行の原議用罫紙とを使用。

②₄ 「永井」の丸印を示す。「校長」の下の㊦は「西邨」の丸印、「庶務掛」の下の㊧と㊨は「高橋」の角印と「菅沼」の丸印をそれぞれ示す。西邨貞は教頭として一八八八年二月一日から一八九〇年一月一日まで在職し、学科は倫理を担当した。菅沼安隆は一八八九年五月二日から一八九一年八月一六日まで国語、漢文担当の助教授として在職し、舎監心得を兼ねた。

②₅ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号二二。文部省両面十三行罫紙の回答文書および五丁組の原議書式。

②₆ 「永井孝二」の下の㊩は「永井」の丸印を示す。「庶務掛」の下の㊪は「高橋」の角印、「教頭」の下の㊫は「西邨」の丸印、「教務担当」の下の㊬は「菅沼」「利根川」の丸印、「会計主任」の下の㊭は「千葉實」の丸印、「舎監」の下の㊮は「町埜」の丸印、「教務掛」の下の㊯は「園」の丸印をそれぞれ示す。利根川浩は一八八七年九月二日から一八八九年一月二日まで博物担当の教授として在職し、幹事心得を兼ねた。町野一清は一八八八年三月二日から一八九一年四月一日まで舎監として在職した。園哲雄は一八八七年八月五日から一九〇〇年八月一日まで国語、漢文の教員（講師、助教授、教授と昇進）として在職した。

②₇ 前掲『職務 例規 自明治二十年至二十四年』所収。文書番号一五。三丁組。文部省片面十三行罫紙と第五高等中学校原議書式。

②₈ 「永井書記」の下の㊰は「永井」の丸印を示す。「校長」の下の㊱は丸に「貞」の朱書き、「庶務掛」の下の㊲㊳㊴㊵

は「菅沼」の丸印、「河村」「高橋」の角印、「肝属之章」の丸印、「幹事」の下の㊶は「利根川」の丸印をそれぞれ示す。